

協会けんぽ 岩手支部

8月号
2023

加入者・事業主の皆さまへ
～ 職場の皆さままで回覧をお願いします ～

協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算(見込み)

医療分

収入	11兆3,093億円 (+1,813億円)
支出	10兆8,774億円 (+486億円)
収支差	4,319億円 (+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円 (+4,319億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%

支出
約10.9兆円

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約11.3兆円

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

Q 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

2022(令和4)年度 岩手支部の事業報告(取り組みの一部)

- ◆ 自治体や経済団体、営利活動を目的としない多様な民間企業と連携した健康経営宣言事業の普及拡大
- ◆ ICTを活用した特定保健指導外部委託の推進
- ◆ 岩手県、岩手県医師会、健診機関と連携した未治療者の受診勧奨の推進
- ◆ 県や保険者協議会と連携した分析結果に基づく健康づくりの取組の推進
- ◆ 保険者間調整の利用促進による返納金債権の回収強化

令和4年度決算(見込み)について
詳しくはこちら



知っておきましょう!

医療費が高額になるときは「**限度額適用認定証**」の

ご利用を!



入院や外来で**医療費が高額になりそう**なときは、「**限度額適用認定証**」(以下、認定証)を申請してください。保険証と併せて医療機関の窓口で提示すれば、お支払いが一定の上限額(自己負担限度額)までで済みます。

※食事負担額や差額ベッド代など保険外負担分を除く

制度について
詳しくはこちら▶▶



マイナンバーカードで 受診する場合は?



上限額(自己負担限度額)までの
支払いとなるため、認定証の申請は
不要です。

詳しくはこちら▶▶
(厚生労働省WEBサイト)



申請の流れ

①申請書を協会けんぽへ提出
(お一人様ごとに1枚ずつ)

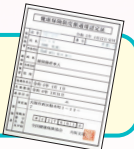
申請はお早めに!
(申請月より有効なものを作成します。
遡って作成はできません)



申請書の
ダウンロードはこちら



②1週間~10日ほど
認定証が届く



よくある質問を動画で
解説中



※70歳以上で高齢受給者証の負担割合が2割の方など、
作成が不要な場合もあります

■お問い合わせ先 TEL 019-604-9070 (業務グループ)



わんこきょうだい
そばっちゃん

岩手県からのお知らせ

9月1日から30日は「健康増進普及月間です」

—— 1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ——

「健康増進普及月間」とは、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など生活習慣の改善の重要性について一人ひとりが理解を深め、健康づくりに取組むよう促進する月間です。焦らず、無理せず、ひとつずつ取組んでみましょう。

●毎日プラス10分の身体活動

苦しくならない程度の早歩きや階段の利用を心がけてみましょう。

●1日70gの野菜をプラス

生活習慣病予防のためには350gの野菜が必要です。いつもの食事に野菜料理を一皿加えましょう。

●禁煙でタバコの煙をマイナス

タバコを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにもつながります。保険適用の禁煙治療や保健指導を受けて確実な禁煙をしましょう。

●健診・検診で定期的な健康チェックを

自覚症状が無い、という病気は少なくありません。健(検)診で定期的に自分のからだの状態を知っておくことが大切です。



ホームページでも読めます!

毎月お届けする広報紙を**ホームページ**で
掲載中です

PDFデータにより掲載しておりますので、
事業所内での閲覧にご活用ください。



お問い合わせはこちらまで

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル2階
(代表) 019-604-9009

※このお知らせは保険料納入告知書に同封しているため、協会けんぽに加入されていない事業所様にも送付されています。該当しない事業所様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。なお、お問い合わせは協会けんぽ岩手支部までお願いいたします。